

第17回

本部町農業委員会総会議事録

1、開催日時： 平成30年1月25日(金)
午後3時00分～午後5時00分

2、開催場所： 本部町役場(2-2会議室)

3、出席委員 (6人)

会 長 7番 知念 一義

委 員 1番 渡久地 真吾

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

5番 大城 綱徹

6番 太田 守隆

4、欠席委員 (0人)

5、議事日程

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第78号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)

議案第79号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)

議案第80号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)

議案第81号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

議案第82号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第83号 非農地証明願いについて

6、農業委員会事務局

事務局長 安里 孝夫

農政班長 比嘉 貴哉

議長 議案第78号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第78号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(貸借)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
基づき、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり農業委員会の
意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 伊野波411 登記現況共に、田 面積269㎡

利用権を設定する者:嘉手納町在住E氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住F氏

利用権の設定期間 5年間の使用貸借

添付資料説明

番号2番 野原415-2 登記現況共に、畑 面積704㎡

野原416-1 登記、田 現況、畑 面積267㎡

野原440-1-b 登記現況共に、畑 面積2852㎡のうち500㎡

野原441 登記、原野 現況、畑 面積2580㎡のうち1350㎡

野原447-1 登記、田 現況、畑 面積1080㎡

利用権を設定する者:本部町在住G氏

利用権の設定を受ける者:本部町在住H氏

利用権の設定期間 5年間の使用貸借

添付資料説明

議長 説明が終わりましたの意見がありましたらお願いします。

6番委員 番号1番についてですが、進入路がないように見えるが、
その点の確認は大丈夫でしょうか。

事務局 進入路については、隣接農地所有者からの進入路としての
使用の同意を得ているそうです。

議長 他に何か質問はありますか。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

では、議案第78号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、議案第78号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第79号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第79号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について(所有権移転)
上記のことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、
別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるにあたり、農業委員会の意見を
求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は3件です。

番号1番 具志堅1613-3 登記現況共に、畑 面積86㎡

所有権を移転する者:本部町在住I氏

所有権の移転を受ける者:本部町

利用目的:畑

添付資料説明

番号2番 備瀬1904 登記現況共に、畑 面積379㎡

所有権を移転する者:那覇市在住J氏

所有権の移転を受ける者:本部町

利用目的:畑

添付資料説明

番号3番 具志堅507 登記現況共に、畑 面積289㎡

具志堅950-2 登記現況共に、畑 面積579㎡

所有権を移転する者:那覇市在住K氏

所有権の移転を受ける者:本部町

利用目的:畑

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

では、議案第79号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、議案第79号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第80号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第80号 農地転用事業計画変更承認申請について(4条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の
促進などに関する事務処理に基づき、農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開きください。今回の申請件数は1件です。

番号1番 瀬底1245 登記 畑、現況 一般個人住宅

申請者:那覇市在住L氏

転用目的:一般個人住宅

転用理由:一般個人住宅

計画通り事業を遂行できない理由:隣接する住宅の外壁が前回許可を受けた

当該地の境界を越えていることが分かり、転用面積が前回の許可受け時と異なるため。

農地区分:第2種農地

添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたら、お願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

では、議案第80号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、議案第80号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第81号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)

事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第81号 農地転用事業計画変更承認申請について(5条)
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地転用許可後の促進等に関する事務処理に基づき農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数1件です。

番号1番 瀬底1546 登記現況共に、畑 面積497㎡
譲渡人:本部町にある企業M
譲受人:本部町在住N氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住宅場所を瀬底内で探していた。
計画通り事業を遂行できない理由:銀行に借入を思案中であった。
農地区分:第2種農地
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりました。意見がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。

では、議案第81号について提案通り認めてよろしいでしょうか。

異議なしとのことですので、議案第81号は可決致します。

次に進みます。

議長

議案第82号 農地法第5条の規定による許可申請について
事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第82号 農地法第5条の規定による許可申請について
上記のことについて、別紙のとおり申請書が提出されたので、農地法第5条の規定による許可及び同法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定による農業委員会の可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は5件です。

番号1番 瀬底1546 登記現況共に、畑 面積497㎡
譲渡人:本部町にある企業O
譲受人:本部町在住P氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住宅新築工事のため
農地区分:第2種農地
添付資料説明

番号2番 野原61-1 登記現況共に、畑 面積419㎡
譲渡人:本部町在住Q氏
譲受人:本部町在住R氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:住宅を建設して安定した将来設計をしたいため。
農地区分:第2種農地
添付資料説明

番号3番 伊野波232-1 登記現況共に、畑 面積663㎡
譲渡人:豊見城市在住S氏

譲受人:本部町在住T氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在借家住まいのため自己の住宅を建設したい。
農地区分:第2種農地
添付資料説明

番号4番 伊豆味296-6 登記現況共に、畑 面積254㎡
譲渡人:本部町在住U氏
譲受人:名護市在住V氏
転用目的:一般個人住宅
転用理由:現在借家住まいなので、実家のある伊豆味に自己住宅を建設したい。
農地区分:第2種農地
添付資料説明

番号5番 並里1241-5 登記現況共に、畑 面積7997㎡のうち42㎡
譲渡人:名護市在住W氏
譲受人:名護市にある企業X
転用目的:営農型太陽光発電の設置(3年間の一時転用)
転用理由:営農系太陽光発電事業をおこなうため。
農地区分:農振農用地内
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

6番委員 番号1番について、面積、事前着工等は特に問題ありませんでした。
番号2番について、こちらは、砂利敷の違反転用がみられていたが、
農地法についての知識がなく、故意ではなかったとの始末書の確認も
しているとのことで、面積等からも問題はないものと考えられます。
番号3番について、面積が500㎡を超えているが、傾斜や進入路を考慮すると
過剰な面積ではないかと思われます。
番号4番について、面積、事前着工等は特に問題ありませんでした。
番号5番について、農業振興地域内にある農地での営農型太陽光発電を
設置するというので、事業計画や、指導者からも営農への助言を受けている
というので、問題はないかと思われます。

以上で補足説明を終わります。

議長 補足説明が終わりました。何か質問はありますか。
質問がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、議案第82号について提案通り認めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議なしとのことですので、議案第82号は可決致します。

次に進みます。

議長 議案第83号 非農地証明願いについて
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第83号 非農地証明願いについて
上記のことについて、別紙のとおり証明願が提出されておりますので、
農地法第2条の規定に規定する農地又は、採草放牧地でないことの、
可否の意見を求めます。

1ページ目をお開き下さい。今回の申請件数は2件です。

番号1番 所有者:本部町在住Y氏
申請農地:浜元521 登記、畑 面積390㎡
申請要旨:長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
添付資料説明

番号2番 所有者:本部町在住Z氏
申請農地:瀬底4465 登記、畑 面積410㎡
申請要旨:当該地は長い間放置され、雑草・雑木が繁茂している。
畑として利用することが困難である。
添付資料説明

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。パトロールに行った委員より補足説明をお願いします。

1番委員 補足説明をします。
番号1番は、写真にあるコンテナは土地に入っていません。申請地はちょうど後ろにあり、さらに袋地にもなっており、農業をするには困難かと思われます。

番号2番は、申請地の近くには牧草が植えられていましたが、地質などは皆さんに意見を聞きたいと思います。

6番委員 隣の農地の地肌には琉球石灰岩が露出している部分もあり、土の中に石が多く混ざっているような感じで、農地には適していないと思われます。

説明は以上です。

議長 説明が終わりました。質問がありましたらお願いします。
質問や意見がないようですので、進めてよろしいでしょうか。
(異議なし)
では、議案第83号は可決としてよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議なしとのことですので、議案第83号は可決と致します。

本日の総会はこれをもって閉会いたします。

閉会時間 17時00分

議事録署名員

2番 喜納 キミ子

3番 高良 久

本部町農業委員会会長
会長 知念 一義